

建設業許可と貸借対照表に関する一考察
—許可要件の明確性の観点から—

山 中 三 郎・岩 井 和 由

Saburo YAMANAKA, Kazuyoshi IWAI :

A Study on the Construction License and Balance Sheet

鳥取看護大学・鳥取短期大学研究紀要 第77号 抜刷

2018年7月

建設業許可と貸借対照表に関する一考察 —許可要件の明確性の観点から—

山中三郎¹・岩井和由²

Saburo YAMANAKA, Kazuyoshi IWAI :

A Study on the Construction License and Balance Sheet

建設業の許可を受ける場合、貸借対照表の提出が必要となるが、その貸借対照表は企業の「財産」の状況が分かるように記載するよう要求されている。会社法上も貸借対照表は企業の財産の状況を示すものとしているが、会計学や会計実務においては財政状態を表すものと考えられている。そこで、この表現の違いは貸借対照表の実質的な内容と関係しているのかを概観しながら、許可要件としての貸借対照表の役割を考察する。

キーワード：建設業の許可要件 会社法 会計原則 財産状態 財政状態

はじめに

日本国内では、2011年の東日本大震災や2016年の熊本地震や鳥取県中部地震、さらには台風・大雨による被害の復旧・復興に関連して、また2020年の東京オリンピックへの準備等のために、建設業者への需要が増加している。

一定規模の建設業を行おうとする場合、都道府県あるいは国の許可が必要になるが、その許可申請においては添付書類として貸借対照表等の提出が要求されている。

日本では2001年に設立された財務会計基準機構の企業会計基準委員会（以下、「ASBJ」という）によって新たな会計基準が数多く作成され、企業会計は大きく変容を遂げている。そして会社法は「株式会社の会計は、一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従うものとする。」(431条)とし、会計基準の考えを取り入れている。

会計基準に基づいて作成される財務諸表は利害関係者の経済的意思決定にとって重要な情報を提供するものであり、新たな会計基準の登場は、財務諸表を作成する企業だけでなく利害関係者にとっても大きな意味を持つことになる。

建設業を行う企業の会計については、金融商品取引法の委任を受けた財務諸表の用語、様式及び作成に関する規則（以下、「財務諸表等規則」という）²条（特定事業を営む会社に対するこの規則の適用）で、銀行・信託業や民営鉄道業、電気業等と並んで、別記事業を営む株式会社等として、「所管官庁に提出する財務諸表の用語、様式及び作成方法について、特に法令の定めがある場合又は当該事業の所管官庁がこの規則に準じて制定した財務諸表準則がある場合」には、当該事業を営む株式会社等は財務諸表等規則の規定に関わらず、その法令又は財務諸表準則の定めによるものとされている。また、会社法の委任を受けて定められた会社計算規則118条も、財務諸表等規則との調整を図る観点から同様の扱いとしている¹⁾。

このように建設業を営む会社は、他の一般の会社とは区別されて扱われている部分がある。

1 鳥取短期大学生生活学科（非常勤講師）

2 鳥取短期大学生生活学科

そこで、建設業者の作成する貸借対照表等と企業会計原則や会計基準との関係、さらに会社法の規定との関係を概観しながら、建設業の許可と会計に関する書類、特に貸借対照表との関係について考察を加えるのが本稿の目的である。

なお、本稿では原則として株式会社を前提として話を進めることとする。

1. 建設業に関する許可について

(1) 許可の要件

建設業法（以下、「法」という）は、まず1条に目的を規定しており、そこには建設工事の請負契約の適正化を図り、発注者を保護し、公共の福祉に寄与することが掲げられている。そして、法3条1項は、別表で掲げる土木一式工事や建築一式工事等、全部で29種類の建設工事を行おうとする者で、政令で定める軽微な建設工事（建築一式工事なら工事一件の請負代金の額が1,500万円未満の工事やそれ以外の工事なら請負代金が500万円未満のもの等）を除き、2つ以上の都道府県に営業所を設ける場合は国土交通大臣の、1つの都道府県にのみ営業所を設ける場合は都道府県知事の許可が必要だとしている。

また、下請負に係る金額により、特定建設業の許可と一般建設業の許可に分けている。

なお、建設業については昭和24年に登録制度がスタートし、昭和46年に許可制度に改正されている。

具体的な許可の要件は、まず法7条が次の4つを挙げている。

- ① 経營業務の管理責任者としての経験を有する者がいること
- ② 各営業所に技術者を専任で配置していること
- ③ 請負契約に関して不正又は不誠実な行為をするおそれが明らかな者でないこと
- ④ 請負契約を履行するに足りる財産的基礎又は金銭的信用を有していること（「建設業許可事務ガイドラインについて」は、自己資本の額が500万円以上である者等のこととしており、自己資本は法

人にとっては貸借対照表における純資産合計額をいうものとしている。）

さらに、法8条が欠格事由のないことと申請書に虚偽記載がないこと等を挙げている。

以上の要件を満たした場合に建設業の許可を受けることができるが、その許可申請を行う際に提出が必要な添付書類として、法6条1項は工事経歴書や直前3年の各事業年度の工事施工金額を記載した書面等の他に、国土交通省令で定めるものと規定しており、これを受け建設業法施行規則4条1項9号が株式会社を小会社（資本金の額が1億円以下であり、かつ、最終事業年度に係る貸借対照表の負債の部に計上した額の合計額が200億円以上でない会社）とそれ以外の株式会社とに区分し、両者に共通して直前1年の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び注記表の提出を求め、後者にはこの他に附属明細書の提出を要求している。

また、許可を受けて以降は、事業年度の終了後に貸借対照表等を提出しなければいけないほか、公共事業に関連して経営事項審査を受ける場合にも、同様の書類の提出が必要となる。

なお、会計上は財務諸表、会社法上は計算書類という表現が用いられており、そこに含まれる個別の書類に違いもある。建設業法は会社法の規定を意識した部分がある一方、後に見るように一般に公正妥当な会計慣行をしん酌するとしていることもあり、建設業における決算関係書類を表す場合には貸借対照表等という表現を以下では用いる。

(2) 添付書類としての貸借対照表の役割

前記のように建設業の許可を受ける際には貸借対照表等の提出が必要になるが、それについては、建設業法施行規則の別記様式15号で貸借対照表の様式が、16号で損益計算書の様式が掲記されており、それぞれの記載要領が付されている²⁾。

貸借対照表の記載要領には、「貸借対照表は、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準その他の企業会計の慣行をしん酌し、会社の財産の状態を正

確に判断することができるように明瞭に記載すること」とある。

先に記したように、建設業者に提出が求められるのは貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び注記表で、これらは会社法上の計算書類に該当する。附属明細書も会社法上の書類である。

建設業法及び同施行規則が決算関係について会社法の規定を意識していることは、貸借対照表の記載要領に、貸借対照表によって会社の「財産の状態」が判断できるように記載することを明示している点にも表れている。つまり、会社法 435 条 2 項は、「株式会社は、法務省令で定めるところにより、各事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書その他株式会社の財産及び損益の状況を示すために必要かつ適当なものとして法務省令で定めるものをいう。以下この章において同じ。）及び事業報告並びにこれらの附属明細書を作成しなければならない。」としており、ここでも「財産」という表現が用いられている。

ただし、この財産状態という表現を、しん酌する必要がある「一般に公正妥当と認められる企業会計の基準その他の企業会計の慣行」との関係でどう捉えるかという問題がある。そこで、次にそれらの関係を見ていくことにする。

2. 貸借対照表の性質について

(1) 貸借対照表が表すもの

貸借対照表について会計上は、企業の「財政状態」を表すと考えられてきた。

企業会計原則は、一般原則の最初に真実性の原則を掲げ、「企業会計は、企業の財政状態及び経営成績に関して、真実な報告を提供するものでなければならない」とし、貸借対照表原則の貸借対照表の本質において、「貸借対照表は、企業の財政状態を明らかにするため、貸借対照表日におけるすべての資産、負債及び資本を記載」しなければならないとしている。

そして、貸借対照表は、貸方に資金の調達源泉（負債・資本）、借方にその運用形態（資産）を対照表示することで、企業の財政状態を表すものと考えられてきた³⁾。つまり、企業が誰から資金を調達し、それをどのようなことに投資しているのかが財政状態だということになる。

会社法においても決算時に貸借対照表を作成することが要求されている（435 条）。しかし、そこでの貸借対照表が何を表しているのかについて共通の理解に立っているのかについては疑義がある。それは、条文の文言との関係で生じる。

会社法 435 条 2 項をもう一度見てみると、「株式会社は、法務省令で定めるところにより、各事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書その他株式会社の財産及び損益の状況を示すために必要かつ適当なものとして法務省令で定めるものをいう）」を作成しなければならないとある。

ここで、括弧内の文言の意味を考えると、最初に貸借対照表と損益計算書を挙げたうえで、「その他株式会社の財産及び損益の状況を示すために必要かつ適当なもの」としている。損益計算書は損益の状況を表すものである以上、貸借対照表は財産を表すものと読める。

しかし、解釈上は、この「財産」が意味するものについて、統一した概念として認識されているのか疑義があるのが現状である。

会社法 431 条が「一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従うものとする」としており、その一般に公正妥当な会計慣行と考えられる企業会計原則が貸借対照表について「財政状態」という表現を使うのに対して会社法は「財産」の状況という表現を用いている。

会社法は条文上「財産」という文言が使用されている中、貸借対照表が何を表しているのかについて、商法・会社法の研究者や会社法の立法担当者の間では、文字通り貸借対照表は企業の財産状態を表しているとするもの⁴⁾から、企業会計原則同様に財政状態を表しているとするもの⁵⁾や財務状態を表すとす

るもの⁶⁾、さらに資産状態を表すとしているもの⁷⁾、営業財産の構成状況を表しているとするもの⁸⁾など様々である。これらの表現の違いは、単に表現だけの違いで、意味しているものは同じなのであろうか。

なぜ一致した表現が用いられていないのかという点は、会社法以前の商法時代からの歴史的経緯に沿って考えてみる必要がある。

会社法は平成17年に制定されているが、それ以前は商法の中に会社に関する規定があり（なお、会社法制定以前の商法を「平成17年改正前商法」という）、株式会社にも商法総則の規定が適用されていた。

平成17年改正前商法32条は1項で、「個人ハ営業上ノ財産及損益ノ状況ヲ明カニスル為会計帳簿及貸借対照表ヲ作成スルコトヲ要ス」と規定しており、株式会社もその使用する「財産」及び損益の状況を表すために貸借対照表や会計帳簿を作成しなければいけなかった。ここでも、会社法と同様に「財産」という表現が用いられている。

貸借対照表が営業財産の構成状況を表すとする考え方は平成17年改正前商法の文言とは合致する。しかし、平成17年改正前商法が「営業上の財産」という表現を用いているのは、個人商人の場合、個人の財産との区別が重要だったためと考えられる。その趣旨は妥当であるが、現在において、株式会社が作成する貸借対照表の性質をどう捉えるかという問題は、より実質的に考察する必要があると考えられる。

会計学あるいは会計実務上は、一貫して貸借対照表は企業の財政状態を表すと考えられてきた¹¹⁾のに対して、商法及び会社法は条文上財産の状況を表すとしてきた。それにもかかわらず条文上の文言と異なり、商法・会社法の研究者が財政状態やその他の表現を用いるのはなぜであろうか。次に時代を追って見ていくことにする。

(2) 商法における貸借対照表の意義

日本では、明治23年に成立した最初の商法(以下、

「原始商法」という)において、財産目録と貸借対照表の作成が株式会社には義務付けられており、そこに記載すべきものは換金性のある実財産であり、それに付すべき金額は時価によるとされていた⁹⁾。この点は、明治32年成立の商法でも同様の扱いとされており¹⁰⁾、この貸借対照表が示すものが会社の財産状態だと考えられていた。

株式会社の作成する貸借対照表が財産状態を示す必要があったのは、会社に対する債権者を保護することが目的¹²⁾だったと考えられている。これは、株式会社の場合、株主が間接有限責任しか負わないことに関連している。

債権者を保護するために、会社の債務返済能力を、会社が保有する実財産の処分価値で示すことが念頭に置かれていたと考えられる。

ただし、財産目録と貸借対照表の関係について、原始商法における「動産不動産ノ総目録」(財産目録)は物権的財産の目録であり、「貸方借方ノ対照表」(貸借対照表)は、債権と債務を記載するもので、この二つを合わせたものが「完全な財産目録」だと解釈すべきだと考えられていた¹¹⁾。また、評価基準として法律上は、「当時ノ相場又ハ市場価値」(時価)との規定があるにも関わらず、実務上は原始商法制定以前から歴史的な原価(取得原価)が付されており、法律上の文言とは異なり時価は用いられていなかったという状況だった¹²⁾。

つまり、法律上明文で規定された内容と実務との間には最初から乖離状態が存在していたことになる。

その後、商法は資産の評価について明治44年の改正で時価評価から時価以下評価主義になり¹³⁾、昭和13年の改正で、時価以下主義の主旨は34条1項に引き継がれる一方、2項を新設し、営業用固定資産については取得原価主義を採用し、さらに繰延資産の一部について資産計上を容認した。これは、原始商法及び明治32年商法の内容が、「債権者保護の観点を通じて過度に強調し、企業を解体した場合の財産価値を示すもの」で現実的でなかったことが影響している¹³⁾。

続いて昭和37年の改正で株式会社については全面的に資産の評価について取得原価主義が採用され、繰延資産の追加や引当金の計上も認められるに至る。これは、商法の計算規定と昭和24年に設けられた企業会計原則等との調整のため、ここでは商法は利益計算について財産法の立場から、企業会計原則同様、期間損益計算を重視した損益法の立場に移行したと考えられている¹⁴⁾。

そして、昭和49年の改正で貸借対照表の作成が財産目録に基づいて作成する方法から、会計帳簿から誘導的に作成する方法を採用するに至り¹⁵⁾、財産目録が廃止されることとなった。

ここで注意が必要なのは、貸借対照表の作成方法と、完成した貸借対照表が何を表しているのかという関係である。

商法では当初、貸借対照表は財産目録から作成されるものと考えられていたが、これは「棚卸法」あるいは「財産目録法」と呼ばれる。この方法は、棚卸を行って実際に存在している財産を確認し、その財産の価額を時価で評価するというものである。それが昭和49年の改正で会計帳簿から誘導的に作成される方法、いわゆる「誘導法」と呼ばれる方法へと変わった。会計帳簿から貸借対照表が作成されるということは、帳簿上の価額、すなわち原価が付されることを意味する。

原始商法制定当時から法律の意図したところと違い、取得原価が用いられていた実情からすれば、この段階になってようやく実務での処理を法律が容認したとも言える。

この改正の結果、換金価値のない資産を始めとして、貸借対照表に計上されるべきものが大きく変化したのである。

取得原価主義の採用、繰延資産や引当金の計上の容認は、収益と費用の対応原則に基づく適正な期間損益の計算という会計の目的を商法が重視するに至ったことを表している。

このことは、昭和49年の改正で商法32条2項として、「商業帳簿ノ作成ニ関スル規定ノ解釈ニ付イ

テハ公正ナル会計慣行ヲ斟酌スベシ」との規定ができたことからわかる。

この規定は、現在の会社法431条に引き継がれている。

これまで見てきたように、貸借対照表が何を表しているかを考えるうえでは、歴史的に資産の捉え方に大きく左右されてきたことがわかる。具体的には資産とされるものの内容とその評価基準である。

資産の意義については、まず資産を財産とほぼ同視する考え方がある¹⁶⁾。この考え方は原始商法、そして明治32年成立の商法には当てはまる。

次に、貸借対照表日における未償却原価を抱えるもの、つまり、将来の収益に対応して費用となるが、貸借対照表日現在は、まだ費用化されていないものを価額として持つものが資産という考え方であり、これが現在の通説的見解とされている¹⁷⁾。昭和37年の改正で商法が損益法の考え方を採用して以降、この考え方が商法に定着したことになる。

現代の企業は営利事業を継続することを望んでおり、その場合の経営成績は、「期間損益を収益と費用の対応によって見るほかないのであるから、収益を生み出す費用のかたまりが資産だととらえ、その評価も原価によるのを原則としなければならない」との見解も同様の考え方に基づくものである¹⁸⁾。

この段階では、引当金の計上も認められるようになったことと合わせ、貸借対照表全体の捉え方が、利益計算、つまり損益計算書との係わりで捉えられるようになり、会計学や会計実務と完全に歩調を合わせる形になって、商法（会社法）の分野においても、研究者によっては貸借対照表は財政状態（あるいは財務状態）を表すという表現が用いられるようになったと考えられる。

貸借対照表が何を表すのかという問題が、当初は貸借対照表に記載されるもののうち資産に重きを置いた考えだったが、貸借対照表全体の性質をどう捉えるかといったように視点が変わってきたと言える。

そして現行会社法も貸借対照表全体からその性質を考えている。それは、以下のことからわかる。

先に見た会社法 435 条 2 項の括弧内「その他株式会社の財産及び損益の状況を示すために必要かつ適当なもの」としては結局、株主資本等変動計算書と個別注記表が設けられたが、これらが実際に設けられる前に、立法担当者は、具体的にどのようなものがその他に該当するかということについて、株主資本等変動計算書を挙げたうえで、その理由として「損益取引に含まれず、資本の部の計数を変動させるものが数多くある」ことから、損益計算書の末尾に記載するのではなく、独立した書類とした方がよいと判断したと説明している¹⁹⁾。

損益取引でないことに鑑みて別途新たに株主資本等変動計算書を作成することにしたということは、それが損益の状況でない以上、条文に当てはめれば財産の状況を示すために株主資本等変動計算書が必要かつ適当なものだということになる。

株主資本等変動計算書は現行の貸借対照表の貸方の純資産の部に属する項目の変動を示す書類である。

純資産は、資産と負債の差額を表すに過ぎないと考えられている現状で、株主資本等変動計算書が会社の財産の状況を示すために必要だということであれば、貸借対照表全体が会社の財産状態を表していることを前提として考えていることになるであろう。

つまり、貸借対照表のうち資産に重きを置いて財産状態を説明しているのではなく、貸借対照表全体を捉えて、その性質を説明しようとしている。

しかし、貸借対照表は会計学や会計実務同様に財政状態を表すのではなく、あくまで財産状態を表すものだと表現を維持している。

平成 17 年に会社法が制定されるのに合わせ、商法も改正された。平成 17 年改正前商法 32 条は改正後の商法の 19 条になり、その文言も変更された。

平成 17 年改正前商法 32 条は「営業上ノ財産及損益ノ状況」を示すために会計帳簿と貸借対照表の作成が商人には義務付けられていたが、改正後の 19 条 2 項では「その営業のために使用する財産について」正確な商業帳簿（会計帳簿及び貸借対照表）を作成しなければならないということになった。財産

という文言は維持されたが、損益が削除された。では、この改正後の商法の下で作成される貸借対照表が何を表すかについて、それは「一定の時期における商人の財政状態（財産の静態）を表示」するものだとする指摘がある²⁰⁾。これは、損益計算の結果確定した利益を含めて記載されていることを意味している。

財産の「静態」とは、期末日現在という一時点での状況という意味で用いられていると思われる。株式会社には会社法が適用され、商法が個人商人にしか適用されなくなった現状からすると、株式会社が作成する貸借対照表と、個人商人が作成する貸借対照表とを同じレベルで考えてよいのかという問題があるようにも思うが、会社法（431 条）と商法（19 条 1 項）もともに一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従うとしているので、現行商法も参考に考えてみる。

会計学や会計実務では一貫して貸借対照表が表すものが財政状態だと考えられてきた。しかし、その貸借対照表に計上される内容や評価の方法が大きく変容を遂げた中、貸借対照表が表すものを依然として財政状態と考えてよいだろうか。

ここで財政状態という表現についてであるが、ASBJ が 2006 年に討議資料として公表した財務会計の概念フレームワークの中で、「財政状態」という用語は多義的に用いられてきたので、新たに「投資のポジション」という表現を用いるとしている。

つまり、会計学や会計実務においては、企業会計原則に明示されていることもあり財政状態という共通した表現を使ってきたが、それが何を表すのかについては微妙な差異があったか、あるいは新たな会計基準の導入により貸借対照表に計上されるものや評価の方法が変化したことを含め、財政状態という用語が多義的になったため、新たな表現を用いることの必要性が指摘されるに至ったのである。

話を会社法に戻すと、平成 17 年に会社法が制定され、会社の計算については会社計算規則が制定されるに至ったが、この計算規則 5 条 6 項は、市場価

格のある資産（子会社株式及び関連会社株式並びに満期保有目的の債券を除く）について時価を付すことを認めている。ここで再び商法制定当初の時価による資産の評価が一部復活するが、時価評価の対象となる資産の内容が原始商法等とは異なる点に注意が必要である。

会社の計算に関して会社法や会社計算規則で規定された内容は、会計を巡る国際的な動向やその影響を受けた日本国内の状況が大きく反映されているので、次に会計学・会計実務における貸借対照表の意義を見ていく。

（3）貸借対照表と財政状態

現在の金融商品取引法になる前の証券取引法が成立したのが昭和23年で、翌24年に設定された企業会計原則の「企業会計原則の設定について」の中で、「企業会計原則は、企業会計の実務の中に慣習として発達したもののなかから、一般に公正妥当と認められたところを要約したものであって、必ずしも法令によって強制されないでも、すべての企業がその会計を処理するに当たって従わなければならない基準である」としている。また、企業会計原則は公認会計士が証券取引法に基づき財務諸表の監査を行うときに従うべき基準にもなることが示されている。そして、昭和29年の部分修正に際して、「企業会計原則及び財務諸表準則の部分修正について」で、企業会計原則がその公表以来、実際に公認会計士制度や証券取引法に基づく財務諸表制度の実施と相まって、日本における企業会計を大きく前進させる役割を果たしたことは「周知のとおりである」と評価している。

その企業会計原則が、「第一 一般原則」の最初に「企業会計は、企業の財政状態及び経営成績に関して、真実な報告を提供するものでなければならない」とし、「第三 貸借対照表原則」において、（貸借対照表の本質）として、「貸借対照表は、企業の財政状態を明らかにするため、貸借対照表日におけるすべての資産、負債及び資本を記載」しなければ

ならないとしている。

企業会計原則は一般原則の次に、貸借対照表原則より先に損益計算書原則を定めている。これは、少なくともいわゆる会計ビッグバン以前の日本においては企業会計の主たる目的が適正な期間損益計算にあったことを示している一つの証とも言える。

期間損益計算、つまり損益計算書が重視された結果、貸借対照表は当期の期間損益に関係のない項目を掲載することが役割というような消極的な意味付けがなされていた^{注4)}。

ところが、有価証券の一部、売買目的有価証券とその他有価証券について、時価評価を行うことが金融商品に関する会計基準で規定されるなど大きな変化が生じた。売買目的有価証券の時価評価を行う場合、簿価よりも時価が高い場合、貨幣性資産の裏付けのない評価益が損益計算に含まれることになり、以前の適正な期間損益の計算という観点からは内容が変化する結果となった。

ASBJの概念フレームワークでも、投資家が「利益の情報を利用することは、同時に、利益を生み出す投資のストックの情報を利用することも含意している。投資の成果の絶対的な大きさのみならず、それを生み出す投資のストックと比較した収益性（あるいは効率性）も重視される」としているように、企業会計原則において損益計算書がより重視されていたのに比べ、損益計算書と貸借対照表を個別に考えるのではなく、両者を合わせてそこから得られる情報というのがより重要視されているのである。

これまでの内容をまとめると、原始商法の制定当初から、実は法文上の時価ではなく、実務では取得原価で資産（負債）の評価がされていたとの指摘を基にすれば、現在に至ってようやく一部ではあるが実際に時価評価が採用されるに至ったことになる。

しかし、ここへ来ての時価評価導入の意義は、企業の解体価値を示して債権者保護を図るといったものではなく、時価の変動によりその価値を左右される資産について時価評価を行うことで利害関係者への情報提供機能を高めようとの狙いが中心である。

会社債権者もその会社が継続して事業を営むことに関心が移ってきた以上、債権者自身が会社から発信される情報をもとに自己の有する債権の保護を図っていく必要がある。

つまり、貸借対照表が何を表すのかということより、貸借対照表のどこから何を読み取るのかという視点が重要になってきたと言える。

そして、建設業の場合、行政庁の許可に対して建設業を営む株式会社に対する依頼者等の信頼や期待との関係で、行政庁がどのような意味を持って貸借対照表から財政状態を読み取ろうとしているのが問題になる。

3. 建設業と会計原則

(1) 建設業会計の基準

建設業の貸借対照表等の作成については、企業会計原則が発表されるのに合わせて、全国建設業協会の傘下にあった建設工業経営研究会が当時の建設省建設課の後援のもと、建設業財務諸表準則を作成し、昭和25年1月の経済安定本部企業会計原則制度対策調査会の審査を受け、一部修正の上認められ、建設業会計の基準となった。そして、昭和25年に建設業財務諸表準則に基づく財務諸表が建設業法による登録申請の添付書類(省令様式)となり、その後、昭和50年に建設省令11号により省令様式が改正され、さらに科目分類表が「勘定科目の分類」となり建設省告示788号に移された。その後も改正を繰り返し、現在に至っている²¹⁾。

これらが、会社法や金融商品取引法が規定する建設業について所管官庁が定める特別の規定ということになる。

そこで、具体的な内容を見ていく。まず、建設業の会計に関する基準となる準則の成立過程からすれば、企業会計原則の発表を受けて、その内容を建設業の会計にも取り込もうとしたということであれば、建設業者の作成する貸借対照表も企業会計原則が定めるように企業の財政状態を表すものとする

ことが可能であったはずである。しかし、それを現在でも財産状態を表すものとしているのは、建設業の許可要件としての「財産の基礎」の有無という点に重きを置いていたことによるものと考えられる。

財務諸表等規則の別記事業として掲げられている保険業や第一種金融商品取引業の場合、準備金の積み立てが強制されているほか、財産の状況がわかるような報告が求められている。

保険業法110条1項は、「保険会社は、事業年度ごとに、業務及び財産の状況を記載した中間業務報告書及び業務報告書を作成し、内閣総理大臣に提出しなければならない」と規定している。

また、金融商品取引法46条の4が、金融商品取引業者は事業年度ごとに業務及び財産の状況に関する事項として内閣府令で定めるものを記載した説明書類を作成し、公衆の縦覧に供しなければならない旨を規定している。

建設業同様に、「財産」の状況がわかるように報告を求められているが、保険業の場合も、金融商品取引業の場合も、財務諸表以外の業務報告書あるいは説明書類によって示すことが求められている。

例えば保険業の場合は、保険業法施行規則59条2項で、貸借対照表や損益計算書、キャッシュ・フロー計算書のほかに「保険業等の支払能力の充実の状況に関する書面」の作成が求められている。

また、金融商品取引業の場合、金融商品取引業等に関する内閣府令174条で、財産の状況に関して、各事業年度終了の日における借入金の主要な借入先及び借入金額や保有する有価証券の取得原価、時価及び評価損益等の記載が要求されているほか、作成すべき帳簿書類についても細かく規定されている。

これに対して建設業法は、建設業者に対して、財産状態を明らかにするための財務諸表以外の特別な資料の提供を求めたり、貸借対照表が財産状態を表すための特別な規定を置いているだろうか。

(2) 建設業の許可要件としての財産的基礎

国土交通省のホームページで確認できる建設業の

許可申請の手引き（以下、「手引き」という。）によれば、許可要件としての「財産的基礎」については許可申請時の直前の決算期における貸借対照表等（営業開始後、決算期が未到来の場合は、法人にあっては創業時の貸借対照表等）によって判断される。

そして、一般建設業の場合は自己資本が500万円以上か、そうでなければ、申請日前30日以内の日時点における取引金融機関発行の500万円以上の残高証明書、融資可能証明書等の資金を調達する能力を示す書類の添付が必要になっている。

次に、特定建設業の場合は、貸借対照表によって、以下の全ての事項に該当していることが必要になる。

- ①欠損比率（欠損の額が資本金の額の20%を超えていないこと）
- ②流動比率（流動資産合計を流動負債合計で割って100をかけたものが75%以上であること）
- ③資本金の額（2,000万円以上であること）
- ④自己資本の額（純資産合計が4,000万円以上であること）

ここでは、「自己資本」という文言に注目したい。一般建設業の場合でも、特定建設業の場合であっても、自己資本とは純資産の合計額だとされている。

貸借対照表の区分において、以前は貸方にあるのは負債の部と「資本の部」であった。それが平成17年制定の企業会計基準第5号「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」によって、資本の部は「純資産の部」に変更された。

資本の部を純資産の部に変更した意義・内容については、会計基準の「結論の背景」において、それまで明示されてこなかった資産・負債の定義について、ASBJの概念フレームワークも考慮し、「資産は、一般に、過去の取引又は事象の結果として、財務諸表を報告する主体が支配している経済的資源、負債は、一般に、過去の取引又は事象の結果として、報告主体の資産やサービス等の経済的資源を放棄したり引渡したりする義務という特徴をそれぞれ有すると考えられる」ことから、このような性格を有するものを資産の部と負債の部に記載する結果、それら

に該当しないものは資産と負債の差額である純資産の部に記載されることになり、資産と負債の差額がそのまま資本となる保証はないので、資産と負債の「単なる差額」を示すという意味で、これまでの「資本の部」から「純資産の部」に変更したとしている。

つまり、従来、資本と考えられていなかったものでも、資産や負債に該当しなければ資本の部に記載されることになり、それだと資本の部という表記では誤解を与えるので純資産の部という表記に変更したということである。

そして、その純資産の部をさらに「株主資本の部」とそれ以外に分類している。

以上のように資産と負債を定義付けたことによって、「報告主体の支払能力などの財政状態をより適切に表示することが可能」になったのである。

このことを基に考えると、手引きにあるように、自己資本の額を純資産の合計額として考えることが妥当かといった問題が生じる。

前記企業会計基準第5号の結論の背景にあるように、資産と負債の内容が定まったことによって、現在の貸借対照表は、資産と負債を見ることによって支払能力などの財政状態を適切に判断できるようになったことを考えると、財産的基礎を判断するには、資産と負債の金額や内容をより重視すべきであろう。

そして、自己資本に注目するなら、「純資産の部」全体ではなく、その中でも「株主資本の部」の額に注目すべきであろう。

おわりに

一定規模の建設業を請け負うためには許可が必要なのは、建設を依頼した者を保護することが第一の目的である。その許可の要件として、許可を申請する事業者の財産状態を見極める必要があり、そのために貸借対照表の提出が義務付けられている。

貸借対照表が財産状態を示す必要があるのは、事業者が請け負った仕事に対して責任をもって完成させるだけの能力があるのかを財産的な側面から見る

ためである。

前記のように、申請者の財産状態を実質的に判断するためには、貸借対照表における資産と負債の関係を考慮した上で、その差額である純資産の部の特に株主資本の部を重視することが現在の貸借対照表が示す内容とより合致したものになると考える。

平成17年改正前商法では、最低資本金制度が設けられていた。これは平成2年の商法改正で創設された制度で、株式会社の資本金は最低限度が1,000万円以上と規定されていた。しかし、わずか15年余りでこの制度は廃止され、会社法にはこのような規定はない。

最低資本金制度は債権者保護を目的として作られた規定であったが、資本金として示される額が1,000万円あれば、それで実際に債権者保護になるのかといった懐疑的な見方もあり、また、前記のように会計実務の影響を受け、会社法では大幅に会計実務の処理を取り入れた結果、計算書類は情報提供機能を大幅に前進させ、そのような情報提供と以前から存在する株主への配当規制という2つの機能が債権者保護機能を果たしているのが現状である²¹⁾。

以上のことを踏まえると、建設業許可を与える国や地方公共団体においても、変容を遂げた貸借対照表から財産の基礎に関する情報を読み取る能力を身に付ける必要がある。

また、先に見たように貸借対照表が何を表すのかについて、会社法の条文上は財産と明示されているにも関わらず、商法・会社法の学者等の間でも様々な表現が用いられており、その性質が確定したものと言えるのか疑義がある。

よって、許可の要件である「財産の基礎」との関連で貸借対照表は「財産の状態」が正確に判断できるような記載の仕方を要求するのであれば、「財産の状態」と貸借対照表との関係性について明確に定義することが望まれる。

注

1) 広瀬義洲『財務会計 第13版』, 中央経済社,

2015年, 154頁によると、「財政状態」は英語の“financial position”を訳したものであり、本来は財務状態と呼ぶほうがより正確に意味を伝えるとされている。

2) 大蔵省企業会計審議会, 『企業会計原則と関係諸法令との調整に関する連続意見書』, 「連続意見書第一 財務諸表の体系について 三 企業会計原則と商法」には、「財産目録が法律上の制度として取り入れられたのは、債権者の保護、具体的には支払能力の測定を目的としてのことであり、そこでは貸借対照表は、単に財産目録の要約表と考えられていたにすぎない。ここにおいて貸借対照表は、財産目録から作成されなければならないという思想が確立されるに至った」とある。

3) 土井勝久「引当金の法的問題」, 西脇敏男・丸山秀平編著『企業法と金融・会計』, 中央経済社, 2000, 136頁は、「時価以下主義に改正はしたものの、解釈上も判例上も、時価主義を踏襲して」いたとする。

4) 成瀬継男『企業会計原則要論』, 中央経済社, 1994, 124頁は、「相対的な意味で損益計算書を重視する余り、貸借対照表は軽視されすぎているか」と疑問を呈している。

引用・参考文献

- 1) 江頭憲治郎・弥永真生『会社法コンメンタール 10 計算等(1)』, 商事法務, 2011, 517頁.
- 2) 国土交通省及び各都道府県庁のホームページには建設業に関する許可申請書並びに貸借対照表等及び記載要領が掲載されている。国土交通省のホームページ <http://www.milt.go.jp/> (2018.03.20).
- 3) 桜井久勝『財務会計講義 第18版』, 中央経済社, 2017, 42頁.
- 4) 田中亘『会社法』, 東京大学出版会, 2016, 370頁.
- 5) 神田秀樹『会社法 第19版』, 弘文堂, 2017, 280頁.
- 6) 上柳克郎・鴻滝常夫・竹内昭夫編『新版 注釈会社法(8) 株式会社の計算(1)』, 有斐閣,

- 1987, 2 頁.
- 7) 大隅健一郎・今井宏・小林量『新会社法概説 第2版』, 有斐閣, 2010, 290 頁.
- 8) 岡伸浩『会社法』, 弘文堂, 2017, 590 頁.
- 9) 明治 23 年商法 32 条「各商人ハ開業ノ時及ヒ爾後毎年初ノ 3 个月内ニ又合資會社及ヒ株式會社ハ開業ノ時及ヒ毎事業年度ノ終ニ於テ動産, 不動産ノ總目録及ヒ貸方借方ノ對照表ヲ作り特ニ設ケタル帳簿ニ記入シテ署名スル責アリ.
- 財産目録及ヒ貸借對照表ヲ作ルニハ總テノ商品, 債權及ヒ其他總テノ財産ニ當時ノ相場又ハ市場價直ヲ附ス辯償ヲ得ルコトノ確ナラサル債權ニ付テハ其推知シ得ヘキ損失額ヲ扣除シテ之ヲ記載シ又到底損失ニ歸ス可キ債權ハ全ク之ヲ記載セス」.
- 10) 明治 32 年商法 26 条 「動産, 不動産, 債權, 債務其他ノ財産ノ目録及ヒ貸方借方ノ對照表ハ商人ノ開業ノ時又ハ會社ノ設立登記ノ時及ヒ毎年一回一定ノ時期ニ於テ之ヲ作り特ニ設ケタル帳簿ニ之ヲ記載スルコトヲ要ス
- 財産目録ニハ動産, 不動産, 債權其他ノ財産ニ其目録調整ノ時ニ於ケル價格ヲ附スルコトヲ要ス」.
- 11) 久野秀男「財産目録・貸借対照表の生成過程とその問題点」, 『学習院大学経済学論集』第 1 巻第 1 号 (1964), 69 頁.
- 12) 同上 72 頁.
- 13) 藤田勝利・北村雅史編『プライマリー商法総則 商行為法 (第 3 版)』, 法律文化社, 2011, 74 頁.
- 14) 前掲書 1), 27 頁.
- 15) 同上, 135 頁.
- 16) 同上, 67 頁.
- 17) 同上.
- 18) 前掲書 1), 2 頁.
- 19) 相沢哲『一問一答 新・会社法』, 商事法務, 2005, 156 頁.
- 20) 蓮井良憲・森淳二郎『商法総則・商行為法 第 4 版』, 法律文化社, 2006, 84 頁.
- 21) 建設業工業経営研究会『建設業会計提要 平成 28 年改定』, 大成出版社, 2016, 1 頁以下.
- 22) 江頭憲治郎・弥永真生『会社法コンメンタール 1 総則／設立 (1)』, 商事法務, 2011, 291 頁.